## 松江市建築基準法関係指導要綱

平成17年3月31日 松江市告示第180号

改正 平成17年 7月12日告示第313号

改正 平成24年 7月17日告示第321号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築 基準法施行令(昭和25年政令第338号)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40 号。以下「省令」という。)及びこれらに基づく島根県建築基準法施行条例(昭和48 年島根県条例第20号。以下「県条例」という。)並びに建築基準法施行細則(平成17 年松江市規則第234号)に定めるもののほか、法に関して行う指導について必要な事項 を定めるものとする。

(路地状部分の敷地と道路との関係)

第2条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合におけるその路地状部分の幅は、次表に定めるところによらなければならない。ただし、建築物の規模、構造及び周囲の状況により 安全及び防火上支障がない場合は この限りでない。

旦及り何四の状況	元により、女主及い例外工	文庫がない 物日は、このか	() ( ) ( )
建物の区分	① 法別表第1(い)欄(1)	② 延べ面積(同一敷地内	③ その他
	項から(6)項までに掲げ	に2以上の建築物がある	の建築物
	る用途に供する建築物	場合においては、その延	
	で、その用途に供する部	べ面積の合計)が、1,000	
	分の延べ面積(同一敷地	平方メートルを超える	
	内に2以上の建築物があ	建築物	
	る場合においては、その		
	延べ面積の合計)が200		
	平方メートルを超える		
路地状部の長さ	建築物		
15メートル未満の	4メートル以上	4メートル以上	2メートル
場合			以上

15メートル以上25	4.5メートル以上	4メートル以上	2.5メート
メートル未満の場			ル以上
合			
25メートル以上の	5メートル以上		3メートル
場合			以上

(長屋の出入口と道路との関係)

第3条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は敷地内の幅員2メートル以上の通路に面しなければならない。

(自動車車庫の敷地と道路との関係)

- 第4条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以内であるものを除く。)の用途に 供する建築物は、県条例第9条ただし書により幅員4メートル以上6メートル未満の道路 に自動車の出入口を面して設けるときは、道路の反対側境界線より6メートル以上後退 するものとする。
- 2 前項の後退した敷地内には建築物及び工作物等を設け、又は植樹、駐車等をしてはならない。
- 3 自動車車庫に出入りの際道路に突出して停車しないよう空地を設けるものとする。 (建築物間の区画)
- 第5条 準防火地域内において、同一敷地内に2以上の建築物(耐火建築物及び準耐火建築物並びに主要構造部が不燃材料で造られている建築物を除く。)がある場合には、その延べ面積の合計が500平方メートル以内ごとの建築物に区画し、一の区画内の建築物と他の区画内の建築物との距離は、それぞれ平屋建の場合は2メートル以上、その他の場合は3メートル以上としなければならない。
- 2 前項に規定する一の区画内の建築物と他の区画内の建築物との間に渡り廊下を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。
  - (1) 火気の抜ける構造であること。
  - (2) 幅が3メートル以下であること。
  - (3) 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- 3 前項の渡り廊下で、階数が2以上のもの及び地上から2階以上の階に設けられるものは、 主要構造部を不燃材料で造り、又は葺かなければならない。
  - (一の敷地とみなすこと等による制限の特例の取扱基準)

第6条 法第86条に規定する一の敷地とみなすこと等による制限の特例に関する取扱い については、市長がその基準を定めるものとする。

(日影図)

- 第7条 日影図については、省令第1条の3第1項の表2(30)に掲げる明示すべき事項の ほか、次によるものとする。
  - (1) 緯度は北緯35度30分とし明記すること。
  - (2) 真北方位は30センチメートル以上の線分長で表示し、その測定方法を明記すること。

附則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日告示第313号)

この告示は、平成17年7月12日から施行する。

附 則 (平成24年7月17日告示第321号)

この告示は、平成24年7月17日から施行する。